

| | | |
|--------------|------------|-------------------------|
| 多面的機能支払交付金事業 | 事業主体 活動組織等 | 所管課班 農山漁村なりわい課 交流推進班 |
|--------------|------------|-------------------------|

趣 旨

近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念される。このような状況を鑑み、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積等構造改革を後押ししていく必要がある。

このため、地域共同による農業・農村の多面的機能を支える共同活動や農地・農業用水等の地域資源の質的向上を図る共同活動の取組を支援する。

事業の内容

1 農地維持支払交付金

[事業主体：活動組織等]

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行う組織へ交付する。

2 資源向上支払交付金

[事業主体：活動組織等]

地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う組織へ交付する。

※施設の長寿命化を図る活動に係る費用は、原則として工事1件当たり2百万円未満とする。

3 多面的機能支払推進交付金

[事業主体：推進組織、県、市町村]

上記1から2の適正かつ円滑な実施を図るため、推進組織、県及び市町村へ交付する。

採 択 基 準

○関係する実施要綱、要領

- ・多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知、以下「要綱」という)
- ・多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知、以下「要領」という)
- ・多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日25農振第2253号農林水産事務次官依命通知)
- ・日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)
- ・日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日27生産2855号・平成28年4月1日27農振第2219号、農林水産省生産局長・農村振興局長通知)

[基本的な交付金の限度額]

| 交付額 (10a当り) | 区 分 | 地 目 | 交付単価 | 備 考 |
|----------------|------------------------|---------------|----------------------------|--|
| | 農地維持支払交付金 | 田 畑 草 地 | 3, 000円 2, 000円 250円 | |
| | 資源向上支払交付金 (共同活動) | 田 畑 草 地 | 2, 400円 1, 440円 240円 | ・ 5年間以上実施した場合は、左記の7.5割。 ・ 多面的機能の増進を図る活動を行わない場合は、左記の5/6。 |
| | 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化) | 田 畑 草 地 | 4, 400円 2, 000円 400円 | ・ 広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を行わない場合は、左記の5/6。 |

* 交付金の額は、事業計画を認定する市町村が地域の実情に応じて設定することとなる。

[加算措置]

加算措置の要件については、要綱・要領を確認すること。

| 項 目 | | 地目 | 加算単価 (円/10a) |
|------------------------|---|----|-----------------|
| 多面的機能の更なる増進 | 多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 ※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・保全管理」も対応可 | 田 | 400 |
| 農村協働力の深化 | 上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割(役員に女性が2名以上参画している場合は6割)以上が毎年度参加する場合 | 畑 | 240 |
| | | 草地 | 40 |
| 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進 | 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合 | 田 | 400 |

* 5年間以上活動している地区、または長寿命化の活動に取り組む地区は加算単価の7.5割

| 項 目 | | 交付額(定額) | |
|---------|---------------------|----------------|-----------|
| 広域化への支援 | 広域活動組織の面積規模等に応じた交付額 | 3集落以上または50ha以上 | 4万円/年・組織 |
| | | 200ha以上 | 8万円/年・組織 |
| | | 1,000ha以上 | 16万円/年・組織 |

* 交付期間は最長5年間

| 負担割合 | 区 分 | 国 | 県 | 市町村 | その他 | 備考 |
|------|--|-----|-----|-----|-----|----|
| 県営 | 農地維持支払交付金 資源向上支払交付金(共同活動) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化) | 1/2 | 1/4 | 1/4 | | |
| | 多面的機能支払推進交付金 | 100 | — | — | | |